

平成24年度

**農地パトロール
(利用状況調査)**

実施要領

平成24年5月

全国農業会議所

目 次

I	「農地パトロール」のねらい	1
II	「農地パトロール月間」の設定	1
III	利用状況調査及び耕作放棄地全体調査の位置づけ	1
IV	「農地パトロール」（利用状況調査）における取組方針	2
	1. 市町村農業委員会における取り組み	2
	2. 都道府県農業会議における取り組み	4
	3. 全国農業会議所における取り組み	4
V	「農地パトロール」（利用状況調査） 実施にあたっての留意点	5
	1. 農地パトロール（利用状況調査）と遊休農地指導の流れ	5
	2. 耕作放棄地全体調査への対応	5
	3. 農地法に基づく指導等の実施	6
	4. 納税猶予適用農地の適正な管理・指導	10
	5. 不在村者の所有する遊休農地についての対策	11
	6. 農地の違反転用防止対策について	11
	7. 農地パトロール（利用状況調査）と遊休農地指導の流れ（フロー図）	13

(別添資料)	14
【参考例1】〇〇市(区町村)農地利用状況調査員設置要綱.....	15
【参考例2】〇〇市(区町村)農地パトロール(利用状況調査)実施要領	17
【参考例3】〇〇市(区町村)遊休農地の指導手続き規定.....	19
(別記様式1) 遊休農地活用のための意向確認について	
(別記様式2) 指導通知書	
(別記様式3) 遊休農地通知書	
(別記様式4) 利用計画届出書	
(別記様式5) 公告	
(別記様式6) 勧告書	
(別記様式7) 所有権の移転等の協議を行う者を指定する旨の通知書	
(別記様式8) 所有権の移転等の協議を行う旨の通知書	
別添1 利用権設定等委任契約書例	
別添2 あっせん申出書	
別添3 農地情報提供システム 農地情報登録票	
別添4 農地情報提供システムチラシ	
農地パトロール3点セット.....	43

I 「農地パトロール」のねらい

平成21年12月の改正農地法施行により、新たに農地の権利を有する者の責務規定が設けられるとともに、農業委員会の新たな役割として「農地の利用の状況についての調査」（以下、「利用状況調査」という）の実施が義務付けられた。

農業委員会系統組織では、平成23年度からの新たな組織運動である「地域の農地と担い手を守り活かす運動」のもと、①利用状況調査を通じた地域の農地利用の総点検、②遊休農地の発生防止・解消指導および違反転用防止対策一等について重点的に取り組むとともに、遊休農地の再生利用に向けた各種事業や「人・農地プラン」の作成活動等に結びつけていくために全国統一的に期間を定め、「農地パトロール」を集中的に推進することとする。

II 「農地パトロール月間」の設定

全国統一の「農地パトロール月間」を設定し、農地パトロールを集中的に推進する。

期間は、平成24年8月～11月を基本とするが、現場の実情に応じてそれ以外の時期に設定することも差し支えない。

III 利用状況調査及び耕作放棄地全体調査の位置づけ

農地法に基づいて行う「利用状況調査」は、農業委員会が管内の全ての農地の利用状況について調査し、遊休農地がある場合にはその農業上の利用の増進を図るため必要な指導のほか、通知、勧告といった手続きを一貫して実施することとなっている。

このため、農業委員会系統の組織運動として取り組んできた農地パトロールによる農地の利用状況の確認については、「利用状況調査」の実施の徹底や効率的実施の観点から、「利用状況調査」として行うこととする（以下、利用状況調査を併せて実施する農地パトロールを「農地パトロール（利用状況調査）」という）。

一方、「耕作放棄地全体調査」については、平成20年度から市町村と農業委員会が一体となって、管内の耕作放棄地について一筆ごとに荒廃状況を把握するものであるが、調査の効率的な実施を図る観点から平成23年からは、「耕作放棄地全体調査」の現地調査は「利用状況調査」をもって代えることとされている（※）。

(※)「耕作放棄地全体調査実施要領」（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）に基づき実施。平成23年8月19日付け農振第1319号改正によって現地調査について整理されたところ。

IV 「農地パトロール」（利用状況調査）における取組方針

これまでの活動によるノウハウの積み上げと実績を踏まえつつ、以下に留意のうえ農地パトロール（利用状況調査）に取り組むこと。

1. 市町村農業委員会における取り組み

1) 実施時期

「農地パトロール月間」については、あらかじめ実施時期を明確にする。

2) 対象農地

全ての農地を対象とする。なお、「農地パトロール月間」以外の時期に実施した農地パトロール（利用状況調査）により利用状況を把握している農地は、「農地パトロール月間」の農地パトロール（利用状況調査）の対象から除いても差し支えない。

3) 実施内容

①遊休農地の把握

②農地法の許可（届出）案件の履行状況の確認

③農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の履行状況の確認

④農地の違反転用の早期発見

⑤相続税又は贈与税の納税猶予制度の適用を受けている農地（以下、「納税猶予適用農地」という）の利用状況の確認

⑥仮登記農地の利用状況の確認

4) 実施体制

旧市町村や大字等、適当な範囲で区域を区切って地区担当の農業委員を定め、当該地区担当の農業委員と事務局に加え、必要に応じて農業委員会協力員や地域農業に精通した者、市町村職員、農業団体等の協力を得て実施する。なお、「調査員」を委嘱する場合は、「農地利用状況調査員設置要綱」を作成して実施するよう努める（別添【参考例1】参照）。

5) 実施手順

(1) 事前準備

①「実施要領」等の決定

実施期間や調査の方法等を明らかにした「実施要領」などを農業委員会総会等で決めたいうえで対応する（別添【参考例2】参照）。

②推進会議（仮称）の開催

農地パトロール実施者を対象に「農地パトロール（利用状況調査）推進会議（仮称）」を開催し、参加者一人ひとりに対して実施方法等の徹底を図るとともに、事後指導の対応等を含めた取り組みについて意思統一を図る。

③地図等の用意

現地確認で携行する地図やこれまで実施した調査結果等を用意する。なお、地図については、すでに作成している地図（水土里情報システム等を活用して耕作放棄地全体調査で作成した地図等）を有効に活用する。

また、各農業委員の活動内容を記録するため、「農業委員活動記

録セット」等を活用する。さらに、目に見える取り組みとするため、「農地パトロール3点セット」(p43参照)(マグネット板、農業委員会腕章、農業委員キャップ)や関連するリーフレット(「ストップ!遊休農地」、「農地を転用するときは農地法の許可が必要です」)を用意する。

④ 広報活動

農業委員会の取り組みを広く周知するため、また、遊休農地・違反転用等の発生防止の啓発効果をねらって、事前に農地パトロール(利用状況調査)を実施する旨を農業委員会だよりや市町村広報誌等で周知する。さらに、地元新聞社やテレビ局等のマスコミへの周知に努める。

(2) 調査方法

- ① 地図等を利用しながら道路からの目視で確認のうえ調査する。
- ② 道路からの目視により遊休化等が確認された場合は現地で利用状況の写真を撮り、その旨を地図等に記録する。

(3) 調査結果の整理及び指導等の実施

① 調査結果の整理

農地パトロール(利用状況調査)終了後は、参加者等関係者による報告・検討会を開催し、調査結果を整理する。

② 耕作放棄地全体調査への反映

農地パトロール(利用状況調査)の結果については「耕作放棄地全体調査表」の集計や「耕作放棄地解消計画」の作成等に活用するものとする。

このため、農地パトロール(利用状況調査)の実施に際しては、農業委員会と市町村が連携して行うことが望ましい。

③ 農地基本台帳等への反映

調査結果や遊休農地に関する措置状況について農地基本台帳で管理する。具体的には、農地基本台帳に、農地の利用状況調査の調査年月日、農地の利用状況、遊休農地の指導状況等を記載する。

また、遊休農地の位置を視覚的に把握するため、地図による管理に努める。

なお、耕作放棄地全体調査で「農地に復元して利用することが不可能な土地」(赤)と区分され、かつ、農業委員会総会の議決により「農地に該当しない土地」(以下、「非農地」という)と判断し、「非農地通知書」を送付した土地については「非農地通知一覧表」に管理することから、農地基本台帳から削除する。

④ 「人・農地プラン」作成活動への反映

農地パトロール(利用状況調査)の結果については、「人・農地プラン」作成活動に反映されるよう活用するものとする。

⑤ 指導等の実施

農地パトロール(利用状況調査)で把握した遊休農地については、解消に向けた指導等を行う(詳細はVの2.(p6)を参照)。また、違反転用農地については、「事務処理要領」の第4の7に基づく指導を行う。

2. 都道府県農業会議における取り組み

1) 優良農地の確保に向けた申し合わせ決議の実施

遊休農地の解消、違反転用防止など優良農地の確保に向けた申し合わせ決議を行うこと。

2) PR活動の実施

一般マスコミ、農業会議情報、各種関連チラシ等を活用し、農業委員会の活動を対外的にPRすること。併せて、農業委員会に対しては、「農地パトロール3点セット」(マグネット板、農業委員会腕章、農業委員キャップ)、「農業委員活動記録セット」や関連するリーフレット(「ストップ!遊休農地」、「農地を転用するときは農地法の許可が必要です」)の積極的な活用促進を呼びかけること。

3) 活動支援

農地パトロール月間前に、集中的な巡回指導、研修会の開催等により農業委員会に対する指導・支援に努めること。

また、農地の違反転用案件への対応については、都道府県担当部局との緊密な連携のもと、常任会議員会議での検討等、積極的な対応を図ること。

4) 実施状況の点検

管内農業委員会における農地パトロール(利用状況調査)の実施状況について適宜点検を行い、今後の遊休農地の解消活動等に反映させること。その際、取り組み状況のとりまとめを行うよう努めること。

3. 全国農業会議所における取り組み

1) 啓発宣伝活動の実施

(1) 全国農業新聞、全国農業図書と連携し、取り組みの周知に努める。

(2) 「農地パトロール3点セット」(マグネット板、農業委員会腕章、農業委員キャップ)、「農業委員活動記録セット」や関連リーフレットを作成・有償配布する。

2) 情報提供

市町村農業委員会、都道府県農業会議の活動に対する情報提供を含む支援・協力を行う。

3) 「農地情報提供システム」の運営

「農地情報提供システム」(詳細は別添資料(p41~42を参照)による農地の貸出・売却希望農地の情報の登録を促進する。

V 「農地パトロール」（利用状況調査）実施にあたっての留意点

1. 農地パトロール（利用状況調査）と遊休農地指導の流れ（フロー図）（別掲参照）

農地パトロール（利用状況調査）と遊休農地指導の流れ（フロー図）は別掲p13の通りである。フロー図の内容については、以下の2. および3. を参照のこと。

2. 耕作放棄地全体調査への対応

1) 概要

平成20年度から実施している耕作放棄地全体調査については、食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定）で定められた平成32年の農地の確保に向けた耕作放棄地の再生利用の取り組みであるとともに、農地基本台帳上の面積と現況の農地面積との乖離を是正するために不可欠な取り組みであることを踏まえ、今年度も引き続き調査を実施する必要がある。

具体的には、これまで把握している農地の状況の変化（解消、荒廃度の進展等）を確認するほか、目視により新たに発生した荒廃した耕作放棄地について把握する。なお、これらの耕作放棄地については、一筆毎にその荒廃状況を調査表（耕作放棄地全体調査表）に整理の上、市町村単位で集計（解消確認集計表）を行い、市町村が都道府県へ提出する。

2) 調査結果の分類方法

調査結果の分類方法は以下の通り。

①低利用地（農地法第30条第3項第2号農地）

→ 遊休農地として指導対象

②農地として復元利用すべき耕作放棄地

「緑（簡易な作業で営農再開可）」・「黄（基盤整備により営農再開可）」

= 非利用地（農地法第30条第3項第1号農地）

→ 遊休農地として指導対象

③「赤（森林・原野化等しているもの）」

→ 市町村が農業委員会に農地・非農地の判断を依頼

3) 「赤」に分類された土地（森林・原野化等しているもの）

耕作放棄地全体調査の区分整理において「赤」に分類された土地は、市町村が農地（農地として復元すべき）・非農地（農地として復元が不可能）の判断を農業委員会に依頼する。農業委員会は、対象地の現況確認を行い、「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について」（平成20年4月15日付け19経営第7907号農林水産省経営局長通知）の第3の基準に従って対象農地が「農地」に該当するか否かについて農業委員会総会（又は農地部会）の議決により判断することとされている。

なお、納税猶予適用農地を「非農地」と判断しないこと。

4) 耕作放棄地解消計画の策定

市町村が策定する耕作放棄地解消計画については、農業委員会は十分

に連携を行う。下記3の1)の(1)に定める対象農地を含む大字や集落等の範囲を単位に、地域耕作放棄地対策協議会(地域農業再生協議会)を始め、農業団体、耕作放棄地の所有者、再生された農地の引き受けを希望する農家等の関係者の協議を踏まえて取りまとめる。

なお、下記3の1)における意向確認において、耕作放棄地解消計画への参加が表明された場合は、これをもって当該耕作放棄地の再生利用に向けた取組を選択したものと判断する(農地法第33条に定められた「遊休農地の農業上の利用に関する計画」においても同様)。

3. 農地法に基づく指導等の実施

農業委員会は、遊休農地の所有者等に対する指導・通知・公告・勧告までの手続きを一貫して行うこととなっている。遊休農地の所有者等に対する指導は、これまでも、その実績が低調であることを行政刷新会議の規制改革に関する分科会から指摘されるなど、農業委員会のあり方にも影響を及ぼしかねない課題となっている。

そのため、農業委員会では、遊休農地の所有者等に対する指導等を必ず実施し、その実績を目に見えるものとするよう全力を挙げて取り組むこと。

また、指導等にあたっては農業委員会として手続き規程を作成し、それに基づき実施すること(別添【参考例3】参照)。

なお、遊休農地の所有者等に対する指導等を行った場合には、当該所有者等の意向を踏まえ、その指導内容等について市町村担当部局や地域で耕作放棄地対策を推進する組織への情報提供を行い、必要な支援を得て遊休農地の解消のための取組を進めること。

1) 所有者等への指導(農地法第30条第3項)

(「運用通知」第3の2を参照)

(1) 対象農地

農地パトロール(利用状況調査)の結果、以下のいずれかに該当する農地については、その所有者等に対し、農業上の利用の増進を図るための指導を実施する。

- ① 1年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず、かつ、今後も農地所有者等の農地の維持管理(草刈り、耕起等)状態や農業経営に関する意向等からみて、農作物の栽培が行われる見込みがない農地
- ② 農作物の栽培は行われているが、周辺の同種の農地において通常行われる栽培方法と認められる利用の様態と比較して、その程度が著しく劣っている農地

(2) 指導方法

- ① 農地の所有者等に対して、農地パトロール(利用状況調査)の結果を伝え、耕作の再開等の意向を確認した上で、耕作の再開等を指導すること。また、指導を行ったときは、その方法が口頭か書面かに関わらずその都度、経過が分かるよう農地基本台帳に記

載すること。

- ② ①の意向確認の結果、「耕作する意思が明確でない」場合、「耕作する意志はあるが再開が見込まれない」場合、さらに「耕作を希望する」場合を含めて、あらかじめ農地法第32条に基づく「遊休農地である旨の通知」を行う期日を定め、原則として書面で指導すること。
- ③ 書面で②の指導を行う場合は、次の事項を記載すること（「事務処理要領」（※2）様式例第13号の1「指導通知書」参照）。
 - ア. ①の指導を開始した年月日
 - イ. 法第30条第3項に基づく指導である旨
 - ウ. 指導を行う農業委員の氏名
 - エ. 農業上の利用を図るべき旨の指導
 - オ. 遊休農地である旨の通知を行う期日
- ④ 口頭で指導する場合は、③の事項を遊休農地の所有者等に明らかにした上で指導を開始するとともに、遊休農地である旨の通知を行う期日が到来する1ヶ月までに、期日到来が迫っている旨の書面を交付すること。

（3）指導内容

- ① 農地の所有者が自ら耕作を行う意思を有し、その実現が見込まれる場合（一部作業を委託する場合を含む）
 - 原則として、書面にて指導を行う。なお、書面には、農地法に基づく指導であることや、遊休農地である旨の通知を行う期日（1年間を上限とする）を明記する。具体的には、普及指導センター等と連携し耕作を行うことを指導（必要に応じ栽培作目、技術等を指導）する。
- ② 農地の所有者自らが耕作を行うことが困難と判断され、地域の認定農業者等への利用集積が見込まれる場合
 - 地域の認定農業者等への当該農地の貸付け等を指導するとともに相手方の紹介、あっせん等を実施する。具体的には、所有者に利用権設定等委任契約書（農地利用集積円滑化団体への白紙委任）や、農業委員会への農地あっせん申出書の用紙、農地情報提供システムチラシを配布するとともに、借り手が見つかるまでの間、維持管理をするよう指導する。
- ③ ①及び②が見込まれない場合
 - ア. 周辺地域に畜産農家が存在し、農地の所有者との連携による放牧が見込まれるとき
 - 畜産農家と連携した放牧を指導すること。
 - イ. 市民農園等による利活用が見込まれるとき
 - 市民農園等による利活用を指導すること。
 - ウ. 農業に意欲のあるNPO法人、農業協同組合、地場の会社等による利用が見込まれるとき
 - これらの者への貸付け等を指導すること。
 - エ. 当該農地を利用する者が直ちには見込まれないとき
 - 、所有者に利用権設定等委任契約書（農地利用集積円滑

化団体への白紙委任)や、農業委員会への農地あっせん申出書の用紙、農地情報提供システムチラシを配布するとともに、借り手が見つかるまでの間、維持管理をするよう指導する。

(4) その他

- ① 相続等による農地の権利取得の届出制度(農地法第3条の3)の適確な実施により、届出受理後の不在村者の農地の適正利用を推進すること。
- ② 農地の所有者が疾病又は負傷による療養、災害等のやむを得ない事由により耕作を行うことができない場合には、これらの事由が解消した後速やかに指導を開始すること。
- ③ 仮登記農地は、将来の所有権移転を内容とする売買契約が既に締結されていること等から、仮登記農地の所有者にこれを有効に活用しようとする意識が極めて乏しい等、遊休農地の解消に支障を来すおそれがあることから、指導に当たっては、次の事項に留意すること。

ア. 仮登記農地の所有者に対して、所有権は仮登記の登記権利者(以下「仮登記権利者」という)ではなく、仮登記農地の所有者にあることの説明を徹底すること。

イ. 必要に応じて仮登記権利者に対しても、当該農地について農業上の利用の増進が図られる必要がある旨を伝えること。

ウ. 仮登記農地の貸付けをあっせんするに当たり、農地が返還されなくなるのではないかという仮登記農地の所有者の懸念を払拭するため、期間満了に伴って農地が返還される仕組みとなっている基盤法第18条に基づく農用地利用集積計画による利用権の設定等を行うこと。

2) 遊休農地である旨の通知等(農地法第32条)(「事務処理要領」第13の3の(1)(2)の第13号の2、3様式例「遊休農地通知書、公告」を参照)

自ら耕作を再開する旨の意向を示した者で「相当の期間」農業上の利用の増進が図られていない場合や明確に指導を拒む場合、他者に貸し付けする旨の意向を示した者で委任契約書の提出等がされていない場合には、指導規程に基づき、「遊休農地である旨の通知」を確実に行う。

なお、「相当期間」とは、指導を開始した日から1年を越えない期間とするが、地域における作付体系等を踏まえて設定することが重要であり、機械的に1年間とするべきではない。

また、「通知を受けるべき農地所有者あるいはその居所が不明な場合」は、農業委員会により「遊休農地である旨の公告」を行うこと。

3) 勧告(農地法第34条)(「事務処理要領」様式例第13号の5「勧告書」参照)

農業委員会は、以下のいずれかに該当する場合は、当該遊休農地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該遊休農地の農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことを勧告すること。

① 法第33条第1項の規定による届出（以下、届出）に係る計画の内容が当該遊休農地の農業上の利用の増進を図る上で適当でない
と認める場合

② 届出がない場合

③ 届出に係る計画に従って当該遊休農地の農業上の利用が行われていないと認める場合

また、農業委員会は、勧告した場合において、必要があると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

4) 緊急の場合の措置命令（農地法第44条）（「事務処理要領」様式例第13号の17「措置命令書」を参照）

（詳細は「運用通知」（第3の8を参照）

遊休農地において支障の除去（病虫害の発生、土石の堆積等により周辺地域の営農条件に著しい支障が生じる恐れのある場合）が必要な場合には、市町村長による措置命令（草刈り、土石の排除等）を行い、命令に従わない場合は、市町村長が自らその支障の除去を講じることができる。

また、所有者等が不明の場合は、公告（一定の期間を定め必要な措置を講じる旨、及び期限内に措置を講じないときは市町村長が措置を講じ、それに要した費用を徴収すること）を行った上で、市町村長が自らその支障の除去を講じることができる。

なお、代執行を行った際に要した費用については、どちらの場合においても農林水産省令の定めるところにより、所有者等に負担させることができる。

5) 関係機関・団体との連携

以上のような措置を講じるまでもなく、遊休農地の発生を未然に防止することこそ重要であり、農地法第1条、第2条の2、第30条の趣旨・内容について農地所有者に十分な理解を得るよう戸別訪問、座談会等で説明するとともに、関係機関・団体との連携の下に推進すること。

特に納税猶予適用農地がある農業委員会にあっては、当該農地等の適確な把握・管理に努めるとともに、耕作放棄等納税猶予の適用に疑義が生じる事態が発覚した場合は、速やかに所轄税務署に連絡する等、国税関係機関との連携強化を図ること。

また、農業委員会が担う役割を効果的に発揮するため、耕作放棄地全体調査における一方の実施主体である市町村のほか、耕作放棄地再生利用緊急対策の実施主体である地域耕作放棄地対策協議会、農業者戸別所得補償制度において「耕作放棄地の再生利用計画」を作成する地域農業再生協議会との連携を図ること。

6) 指導実績等の記録の徹底

遊休農地の所有者等に対して解消の指導を行った場合には、指導を行った農業委員毎に「農業委員活動記録セット」（全国農業図書）の活動記録簿に記録すること。また、一定期間毎に農業委員会事務局で各農業委員の活動記録簿の確認・とりまとめを実施すること。

7) 農林水産省による調査への実績報告や成果の公表

指導の実績は、連絡・意向確認を含めて、また指導の方法が口頭か書面かに関わらず、下記の調査等において全て報告すること。

- ① 農地法に基づく遊休農地に関する措置の施行状況調査（農林水産省調査）
- ② 農業委員会活動の点検・評価（適正化通知に基づいて農業委員会が実施、農林水産省に報告）
- ③ 「農地制度実施円滑化事業費補助金」の実績報告
- ④ 農業委員会活動整理カード（農業委員会系統組織の取り組みとして全国農業会議所が実施し、インターネットで公表） 等

4. 納税猶予適用農地の適正な管理・指導

納税猶予適用農地については、その利用状況等が、納税猶予制度の適用の可否に直結することから、指導に当たっては、次の事項に留意すること。

- ① 指導を行ったことが客観的に明らかになるよう、必ず書面により指導すること。書面には遊休農地である旨の通知を行う期日等のほか、当該農地が農業上の利用の増進が図られないときは納税猶予期限が確定する旨を明示し、よく説明すること。なお、遊休農地である旨の通知を行うまでの期間は必要最小限とする。
- ② 草刈り等の単なる維持管理に留まらず当該農地において農作物を栽培し、適正に耕作するよう指導すること。
- ③ 納税猶予適用農地の譲渡・貸付け等については、制度上の制約があるので、所有者自ら耕作することが見込まれず、貸付等を行う場合については、納税猶予の打ち切りとならないよう留意すること（⑤参照）。
- ④ 相続税又は贈与税の納税猶予が打ち切りとなる遊休農地に関する措置の内容は、次の区分のとおり、その適用時期等によって異なることに留意し、当該土地の所在地の所轄税務署へ遅滞なく通知すること。

ア 平成21年12月15日以降の贈与等に係るもの

遊休農地である旨の通知を発出した時点で税務署に通知。

イ 平成17年4月1日～21年12月14日までの贈与等に係るもの

遊休農地である旨の通知から6週間経過しても農地所有者から農業上の利用の増進に係る利用計画の届出がなかった時点又は利用計画が適切でない等により勧告し、所有権の移転等に関する協議を行う旨の通知があった時点で税務署に通知。

ウ 平成17年3月31日以前の贈与等に係るもの

農地法に基づく特定利用権の設定を行うことを前提に遊休農地に関する手続きを進め、最終的に特定利用権の裁定に係る公告をした時点で税務署に通知。

- ⑤ 平成21年度の農地制度見直しにより、市街化区域以外の相続税納税猶予対象農地については、基盤法で利用権設定すれば納税猶予が継続されるようになっている。また、平成24年度税制改正により、市街化区域以外の贈与税納税猶予対象農地についても、贈与を受けて10年以上(65歳未満であれば20年)経たものであれば、基盤法で利用権設定すれば納税猶予が継続されるようになっている。

5. 不在村者の所有する遊休農地についての対策

相続等による不在村の農地所有者の増加に伴い、地域の農地の有効利用に支障をきたすことが危惧されている。よって、農業委員会として不在村農地所有者を対象に、以下のような機動的な農地の利活用対策を推進する。

1) 文書・ハガキ等による指導・意向把握

不在村者の住所を把握したうえで、文書・ハガキ・電話等で直接連絡し、遊休農地の解消・有効利用に向けた指導及び意向把握を行う。

2) 個別訪問・利用農地相談会等の実施

不在村者の所有する遊休農地の解消と効率的な活用のために、必要に応じて不在村者の住所や居所に出かけたうえで、農地利用相談会の開催や直接面談を実施し、今後の遊休農地の利用の意向や解消に向けた具体的な取り組みについて協議を行う。

3) 不在村者の共有農地の利用権設定

平成21年の改正農地法等により複数の者が共有する農地について、存続期間が5年以内の利用権設定の農地利用集積計画を策定する場合は全員同意でなく共有持分の1/2を超える同意でよいことになっている(基盤法18条3項4号)。不在村の複数の者により共有されている遊休農地についても同制度を有効に活用し担い手への円滑な利用権設定を推進する。

4) 所有者が判明しない遊休農地の利用

不在村者の遊休農地で所有者を確認することができない場合は、農業委員会としてその農地が遊休農地である旨を公告し、都道府県知事の裁定により特定農業法人、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体が「当該遊休農地を利用する権利」の設定を受けることにより遊休農地が利用できるように対応する。(農地法43条)

6. 農地の違反転用防止対策について

1) 啓発活動の実施

住民すべてに注意を喚起するためのチラシの作成・配布、広報車による呼びかけなど啓発活動を強化すること。

2) 農地法の適正・適切な運用と指導

農地転用の申請に際しては、計画の内容・実現性など転用許可基準によりの確な審査を行うなど、通知・ガイドライン等に従い、適確に対応すること。

また、関係機関と連携し、許可後の経営の状況、工事の進捗状況の把握に努め、必要に応じて是正指導を行うなど、許可事項を遵守させること。

3) 関係機関・団体との日常的な連絡調整と情報支援

産業廃棄物の不法投棄等を発見した場合は、保健所、環境対策関係課、県等との連絡調整を行うなど徹底した対策を講じるとともに、日常的にも情報交換を行うこと。

(「運用通知」第2の7(1)を参照)

また、納税猶予適用農地に違反転用が発覚した場合には、農業委員会は直ちに所轄税務署等に連絡するとともに、すぐに是正が見込まれない場合は、遅滞なく、租税特別措置法に基づく通知を行うこと。

4) 監視・通報の仕組みづくりに向けた地域住民への呼びかけ

農地の違反転用や不法投棄についての農業委員会への連絡や相談体制に関して広く住民に啓発・普及すること。特に、農地転用許可手続きについて、申請受付は農業委員会が窓口で行っていることの周知を図り、違反転用を防止するため地域住民に監視・通報の呼びかけに努めること。

さらに、違反転用の防止に向けた地域住民への啓発を図るため、リーフレットの農家及び農地転用関係事業者等への配布及び市町村・農業委員会の窓口への備え付けや、ポスターの役場、公民館、集会所等の出入口等への掲示等の取り組みを積極的に行うこと。

(「運用通知」第2の7(1)イ(ア)を参照)

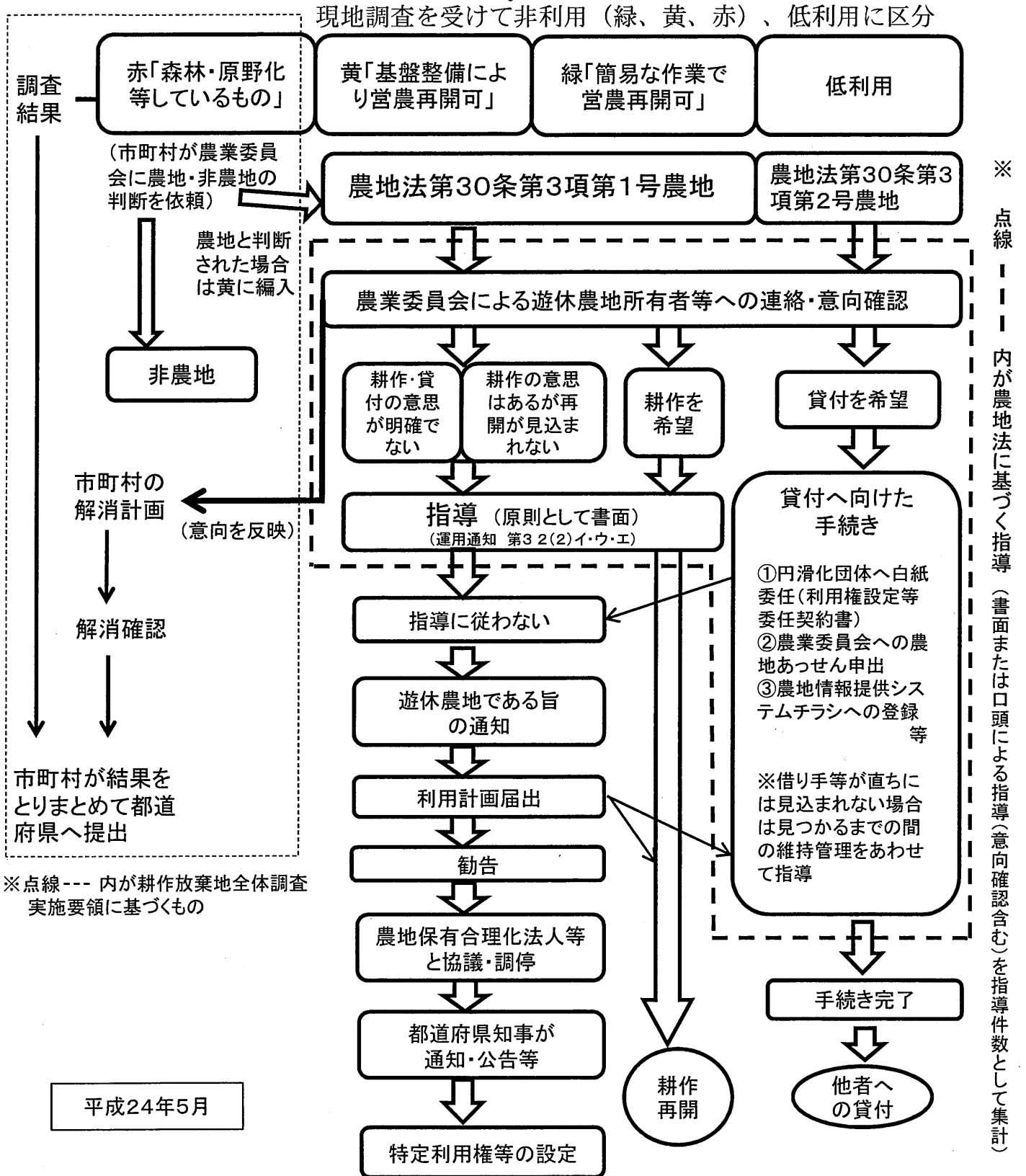
「運用通知」：平成21年12月11日21経営第4530号農振1598号農林水産省経営局長農村振興局長連名通知「『農地法の運用について』の制定について」

「事務処理要領」：平成21年12月11日21経営第4608号農振1599号農林水産省経営局長農村振興局長連名通知「農地法関係事務処理要領の制定について」

農地パトロール(利用状況調査)と遊休農地指導の流れ(フロー図)

耕作放棄地全体調査と利用状況調査との一体的実施(市町村と農業委員会との連携)
あらかじめ実施時期を明確にする

農地基本台帳(すべての農地)による利用状況調査の実施(農地法第30条第1項)



平成24年5月

別添資料

【参考例1】〇〇市（区町村）農地利用状況調査員設置要綱……………	15
【参考例2】〇〇市（区町村）農地パトロール（利用状況調査）実施要領 ……………	17
【参考例3】〇〇市（区町村）遊休農地の指導手続き規定……………	19
農地パトロール3点セット・農業委員活動記録セット……………	43

別添資料の【参考例】は、全国農業会議所が、先進的な農業委員会の事例や農林水産省の通知等を基に、全国の農業委員会の今後の取り組みのために作成したものです。
各農業委員会で農地パトロールや遊休農地の指導を行う際に参考として下さい。

【参考例1】

〇〇市（区町村）農地利用状況調査員設置要綱

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇農業委員会

（目的）

第1条 〇〇市（区町村）農業委員会（以下「委員会」という。）は、優良農地の確保と有効利用に向けた遊休農地の発生防止と解消、意欲ある多様な農業者への農地集積の推進を図る観点から、農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の実施にあたり、委員会に〇〇市（区町村）農地利用状況調査員（以下「調査員」という。）を置く。

（職務）

第2条 調査員は、第1条の目的を達成するため次の業務を行う。

- （1）毎年1回、担当する地区の農地の利用状況について確認すること。
- （2）必要に応じて、農業委員会会長（以下「会長」という。）の指示のもと、担当する地区の農地の利用状況について確認すること。
- （3）確認・把握した遊休農地、農地の違反転用等について、速やかに農業委員会に報告すること。
- （4）その他「利用状況調査実施要領」に基づき、会長が必要と認めた業務。

（資格）

第3条 調査員の資格は次の通りとする。

広く農業に関心を持ち、地域の農地事情に通じている者。

（協力員の数）

第4条 調査員は、〇〇人とし、地区担当の調査員数は別表の通りとする。

（委嘱）

第5条 調査は、地区を担当する委員から推薦された者のうちから、地域別、その他を勘案し、会長が委嘱する。

（任期）

第6条 調査員の任期は、委嘱のあった日から委嘱のあった日の属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 調査員が解嘱した場合は、速やかに後任の調査員を委嘱する。ただし、その任期

は、前任者の残任期間とする。

(解嘱)

第7条 会長は、調査員が次の各号の一に該当することになった場合は解嘱することができる。

- (1) 第3条に掲げる資格を失ったとき。
- (2) 辞退の申し出があったとき。
- (3) その他会長が解嘱する必要があると認めたとき。

(会議)

第8条 会長は、必要に応じて調査員会議（報告・検討会等）を開催することができる。

(手当)

第9条 調査員には、手当を支給する。

2 手当は、日額〇〇〇〇円とし、毎月一括して支払う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

〔別表（第4条関係）〕

地区名	調査数	地区名	調査数
〇〇地区	〇人	〇〇地区	〇人
〇〇地区	〇人	〇〇地区	〇人
〇〇地区	〇人	〇〇地区	〇人
〇〇地区	〇人	合 計	〇〇人

【参考例 2】

〇〇市（区町村）農地パトロール（利用状況調査）実施要領

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇農業委員会

（趣旨）

第1条 農業委員会は農地の公的管理主体として、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進を図っていくことが求められている。

このため、農地パトロールを実施し、①遊休農地の実態把握と発生防止・解消、②農地の違反転用発生防止対策等について重点的に取り組む。

なお、農地パトロールによる農地の利用状況の確認については、農地法第30条の利用状況調査として行うこととする（以下、利用状況調査を併せて実施する農地パトロールを「農地パトロール（利用状況調査）」という）。

（農地パトロール月間）

第2条 〇〇月～〇〇月までを農地パトロール月間として設定する。

（実施の対象及び内容）

第3条 農地パトロール（利用状況調査）は全ての農地を対象に、農業委員、農業委員会事務局、農業委員会協力員や地域農業に精通した者、農業団体等の協力を得て実施する。なお、実施にあたっては、次の事項を主体的に行う。

- （1）遊休農地の把握
- （2）農地法の許可（届出）案件の履行状況の確認
- （3）農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の履行状況の確認
- （4）農地の違反転用の早期発見
- （5）相続税又は贈与税の納税猶予制度の適用を受けている農地（以下、納税猶予適用農地という）の利用状況の確認
- （6）仮登記農地の利用状況の確認

（趣旨の徹底）

第4条 農地パトロール（利用状況調査）の実施にあたっては、参加者を集めた「農地パトロール（利用状況調査）推進会議」を開催し、趣旨や実施方法等についての意思統一を図って実施する。

（事前準備）

第5条 農地パトロール（利用状況調査）を実施する際には、区域を区切って

地区担当の農業委員を定める。また、農地等の図面については農業委員会事務局であらかじめ準備する。

(調査結果の整理等)

第6条 農地パトロール(利用状況調査)終了後は、参加者による報告・検討会を開催、現状と課題を整理するとともに、事後指導の対応について協議する。

(1) 遊休農地については、農地法第30条以下に基づく①耕作の再開等の指導、②利用に関する計画の届出を求めるための遊休農地である旨の通知、③必要な措置を講ずるべき旨の勧告等の措置を進めるとともに、これらの結果を農地基本台帳に記載する。

(2) 違反転用農地については、「農地法関係事務処理要領の制定について」に基づく指導を行う。

(3) 納税猶予適用農地については、違反転用の事実を発見した場合及び農地法第32条の規定により遊休農地である旨の通知をした場合は、遅滞なく、当該農地等の所在地の所轄税務署長に通知する。

(4) 農地に復元して利用することが不可能な土地と判断され、かつ、農業委員会総会の議決により「農地に該当しない土地」と判断し、「非農地通知書」を送付した土地については、「非農地通知一覧表」に管理する。

(広報)

第7条 事前に農地パトロール(利用状況調査)を実施する旨を地元新聞社やテレビ局等のマスコミへ周知にする。また、農業委員会だよりや広報誌等でも周知に努める。

(連絡・調整)

第8条 農地パトロール(利用状況調査)の実施にあたっては、〇〇県農業会議及び〇〇県庁との緊密な連携、調整を図る。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

【参考例3】

〇〇市（区町村）遊休農地の指導手続き規定

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇農業委員会

1 指導方針

農地の遊休化は、限られた資源である農地の活用、近隣の農地利用への影響等の点から好ましくなく、今後の農業振興を図るうえからもその解消を図ることが重要である。そこで、農業委員会では、遊休農地の農業上の利用の増進を図るため、農地法第30条第3項に基づく指導にあたっての、指導実施手続き規定を次のとおり定める。

2 指導対象

農地パトロール（農地法第30条第1項に基づく利用状況調査）により農地の利用の状況等についての調査を行い、次のいずれかに該当する農地があるときは、その農地の所有者（その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者及び農地の所有者、以下「農地所有者等」という。）に対し、指導を行う。

- ① 過去1年以上作物の栽培が行われておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地
- ② その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比べて著しく劣っていると認められる農地

3 指導内容

- 1) 指導に当たっては、まず指導対象農地の所有者等に対して、意向確認書（別記様式1）により農地パトロール（利用状況調査）の結果を伝え、耕作の再開等の意向を確認する。
- 2) 農地所有者等の意向に基づき、下記①～③の指導を行う。
 - ① 農地の所有者が自ら耕作を行う意思を有し、その実現が見込まれる場合（一部作業を委託する場合を含む）
→4により通知を行ない、普及指導センター等と連携し耕作を行うことを指導（必要に応じ栽培作目、技術等を指導）する。
 - ② 農地の所有者自らが耕作を行うことが困難と判断され、地域の認定農業者等への利用集積が見込まれる場合
→5により、地域の認定農業者等への当該農地の貸付け等を指導するとともに相手方の紹介、あっせん等を実施する。また、借り手が見つかるまでの間、維持管理をするよう指導する。

③ ①及び②が見込まれない場合

ア.周辺地域に畜産農家が存在し、農地の所有者との連携による放牧が見込まれるとき

→畜産農家と連携した放牧を指導する。

イ.市民農園等による利活用が見込まれるとき

→市民農園等による利活用を指導する。

ウ.農業に意欲のあるNPO法人、農業協同組合、地場の会社等による利用が見込まれるとき

→これらの者への貸付け等を指導する。

エ.当該農地を利用する者が直ちには見込まれないとき

→5により、農地情報提供システムの利用を含め、貸し付けに向けた手続き促すとともに、利用する者が確保されるまでの間、維持管理をするよう指導する。

4 指導の通知

1) 書面による指導

3①の指導は、原則として書面（別記様式2）で行い、次の事項を記載する。

ア.3の指導を開始した年月日

イ.法第30条第3項に基づく指導である旨

ウ.指導を行う農業委員の氏名

エ.農業上の利用を図るべき旨の指導

オ.遊休農地である旨の通知を行う期日

2) 口頭による指導

1)の事項を遊休農地の所有者等に明らかにした上で指導を開始するとともに、遊休農地である旨の通知を行う期日が到来する1ヶ月までに、期日到来が迫っている旨の文書を交付する。

5 貸付へ向けた手続き

貸し付けへ向けて、以下の①～③の方法を説明し、農地所有者等の意向に沿って手続きを進める。

①所有者に利用権設定等委任契約書（農地利用集積円滑化団体への白紙委任）（別添1）の配布

②農業委員会への農地あっせん申出書（別添2）の配布と受付

③農地情報提供システムチラシおよび登録票（別添3、4）の配布と受付

6 指導内容の記録と報告・公表

指導を行ったときは、意向確認を含め、その方法が口頭か書面かに関わらずその都度、経過が分かるよう農地基本台帳に記載し、下記の調査等において全

て報告すること。

- ① 農地法に基づく遊休農地に関する措置の施行状況調査（農林水産省調査）
- ② 農業委員会活動の点検・評価（適正化通知に基づいて農業委員会が実施、農林水産省に報告）
- ③ 「農地制度実施円滑化事業費補助金」の実績報告
- ④ 農業委員会活動整理カード（農業委員会系統組織の取り組みとして全国農業会議所が実施し、インターネットで公表） 等

7 遊休農地である旨の通知

農業委員会は、2の期日までにその農地の農業上の利用の増進が図られない場合や農地所有者等が明確に指導を拒む場合は、直ちに、農業委員会の総会又は農地部会の議決（以下、農業委員会の議決）を経て、農地所有者等に対し、6週間以内に利用計画届出書（別記様式4）を農業委員会に提出しなければならない旨を付した遊休農地通知書（別記様式3）を通知する。

ただし、過失がなく通知を受けるべき遊休農地の所有者を確知することができないときは、その旨を公告（別記様式5）する。

8 勧告

次のいずれかに該当する場合は、農業委員会の議決を経て、相当の期限を定めて、勧告書（別記様式6）を作成し、その農地所有者等に勧告する。

また、農業委員会は、必要がある認めるときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求める。

- ① 利用計画届出書の計画内容が適切でない場合
- ② 利用計画届出書の届出がない場合
- ③ 利用計画届出書の計画に従って農業上の利用が行われていない場合

9 所有権の移転の協議

7の勧告を受けた農地所有者等が勧告に従わないときは、その農地の所有権の移転又は賃借権の設定若しくは移転（以下「所有権の移転等」という）を希望する農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は特定農業法人（農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。）のうちから所有権の移転等に関する協議を行う者を指定して、その者が所有権の移転等に関する協議を行う旨を当該勧告を受けた農地所有者等に通知する。この場合、所有権の移転等に関する協議を行う者の指定は、所有権の移転等の協議を行う者を指定する旨の通知書（別記様式7）により行い、その農地所有者等への通知は、所有権の移転等の協議を行う旨の通知書（別記様式8）により行う。

(別記様式1)

遊休農地活用のための意向確認について

平成 年 月 日

住所

氏名 殿

農業委員会会長 印

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

農業委員会では、農地の保全と有効利用を進めるため、毎年、管内の農地の利用状況に関する調査を行っております。今年〇月から〇月に調査を行ったところ、あなたの下記の農地が遊休化していました。

つきましては、この農地をどのようにされるおつもりか、下記の中から選択し、農業委員会(〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇:内線〇〇〇)へご連絡下さい。

あなたのご回答の方向で、農業委員会は遊休農地解消へ活動を展開したいと思いますので、ぜひご協力をお願い申し上げます。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目		面積(m ²)	登記名義人
	登記	現況		

2 あなた以外に農地を耕作・管理される方がいたら教えて下さい。

氏名	住所	連絡先

3 これからどうされますか。(農業委員会にご連絡下さい。)

ご自分のお考えと同じものに○をつけて下さい。

- ① 自分で管理・耕作する
- ② 貸したい又は売りたい(自分で相手を探す)
- ③ 貸したい又は売りたい(相手を探して欲しい)
- ④ その他()

(3で③と回答した方のみお応え下さい)

4 全国農業会議所の「農地情報提供システム」に情報を掲載し、インターネットを通じて相手を探すことについてご自分のお考えと同じものに○をつけて下さい。

- ① 掲載してもよい
- ② 掲載してほしくない
- ③ その他()

(別記様式 2)

指導通知書

平成 年 月 日

住所

氏名 殿

農業委員会会長 印

下記農地は、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる（その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる）ことから、農地法第 30 条第 3 項の規定に基づく指導を行いますので、その旨を通知します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)

2 利用状況

(1) 調査年月日

(2) 調査者

(3) 利用状況

3 指導開始年月日

4 指導を行う農業委員の氏名

5 指導内容

6 遊休農地である旨の通知を行う期日

年 月 日までに農業上の利用の増進が図られない場合等は、農地法第 3 2 条の規定に基づく遊休農地である旨の通知を行います。

(記載要領)

- 1 通知の相手方が複数いる場合は、あて名は連名にした上でそれぞれに通知すること。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 3 指導内容は、以下の事項を参考にされたい。
 - (1) 農地法第 2 条の 2 の規定により、農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保する責務があります。
 - (2) このため、記の 1 の農地について、農業上の利用の増進を図るため、適正かつ効率的な耕作を再開する必要があります。
 - (3) 自ら耕作ができない場合には、農業委員会へ第三者への貸借のあっせんを申し出てください。
(農業委員会の連絡先)
 - (4) ○○地域（農地の所在地域）においては、農地活用の一環として都市住民等の体験交流を計画しており、農地の提供等協力を御願います。
 - (5) 記の 6 の通知を受けた場合、農地の所有者（所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対して、利用計画の届出等、順次法的措置を行うこととなりますので、御留意ください。
 - (6) 記の 1 の農地が、農地等に対する相続税の納税猶予制度の適用を受けている場合には、農地法第 32 条の規定に基づく遊休農地である旨の通知が発出されたときにその旨を税務署長に通知します。これにより当該猶予措置が打ち切られますので、御留意ください。

(別記様式3)

遊休農地通知書

番 号
平成 年 月 日

住所

氏名 殿

農業委員会会長 印

下記農地は遊休農地であるので、農地法第32条の規定に基づき通知します。
なお、農地の所有者（所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）は、農地法第33条第1項の規定により、この通知があった日から起算して6週間以内に、遊休農地に係る農業上の利用の増進に関する計画を届け出なければなりません。

記

農地の所在等

所在・地番	地目	面積(m ²)	農地に関する権利の種類	農地法第30条第3項の該当号

農地法第30条第3項第1号及び第2号

第1号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

第2号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

(留意事項)

- 1 利用計画の届出は、別紙様式（別記様式3）で行ってください。
- 2 利用計画を通知のあった日から起算して6週間以内に届け出ない場合又は虚偽の届出を行った場合は、30万円以下の過料に処されます。（農地法第68条第2号）
- 3 疾病による療養等により、6週間以内に利用計画の届出ができない場合は、農業委員会に連絡してください。（農業委員会の連絡先）

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 「農地法第30条第3項の該当号」欄には、対象農地が農地法第30条第3項各号のいずれに該当するかを記載する。

(別記様式4)

利用計画届出書

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

住所
氏名 印

農地法第33条第1項の規定に基づき、遊休農地の農業上の利用に関する計画について、下記のとおり届け出ます。

記

農地に関する事項	所在・地番	地目	面積 (㎡)
所有権に関する事項	所有者の氏名		
所有権以外の権利に関する事項	権利の種類	内容	権利を有する者の氏名
遊休農地の農業上の利用に関する計画	内容		予定時期
利用権の設定等についてあっせんの希望	有・無 (希望するあっせんの内容)		
その他参考となるべき事項			

(記載要領)

- 1 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 3 「所有権に関する事項」については、所有者が法人である場合には、法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 4 「所有権以外の権利に関する事項」については、届出者に所有権以外の権原が設定されている場合に記載してください。「内容」欄には、権利 (賃借権等) の存続期間、借賃等を記載してください。法人である場合は、「権利を有する者の氏名」欄には、法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 5 「遊休農地の農業上の利用に関する計画」の「内容」欄には、現に有する農業上の利用に関する計画を可能な限り詳細に記載してください。
- 6 「その他参考となるべき事項」欄には、遊休農地の利用に関して、労働力 (見込み含む)、農業機械の保有状況等参考となる事項を記載してください。

(別記様式 5)

公 告

下記農地は遊休農地であるので、農地法第 32 条ただし書の規定に基づき公告する。

平成 年 月 日

農業委員会会長 印

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する権利 の種類	農地法 第 30 条第 3 項の 該当号	遊休農 地の所 有者等 の情報

農地法第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号

第 1 号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されない
と見込まれる農地

第 2 号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し
著しく劣っていると認められる農地

2 この公告は、農地法第 32 条に基づく通知を受けるべき遊休農地の所有者又は当該農地
について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者を確知できないことから行うも
のである。

3 農地法第 30 条第 3 項第 1 号に該当する農地について、遊休農地を利用する権利の設定
を希望する農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は特定農業法人は、この公告
があった日から起算して 6 か月以内に、都道府県知事に対し、当該遊休農地を利用する権
利の設定に関し裁定を申請することができる。

(記載要領)

- 1 記の 1 の「農地法第 30 条第 3 項の該当号」欄には、当該農地が農地法第 30 条第 3 項各号のいずれに該当す
るかを記載する。
- 2 記の 1 の遊休農地の所有者等の情報欄には、調査等で知り得た情報をできる限り記載する。
- 3 記の 3 は、当該農地が農地法第 30 条第 3 項第 1 号に該当し、かつ、当該農地の所有者（所有権以外の権原
に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し第 32 条の規定に基づく通知がされなかった
場合のみ記載する。

(別記様式 6)

勧告書

平成 年 月 日

住所

氏名 殿

農業委員会会長 印

遊休農地の農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことを、農地法第 34 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

記

1 遊休農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する権利の種類

2 勧告の理由

〇〇のため、農地法第 34 条第 1 項第〇号に該当します。

3 講ずべき措置

4 措置を講ずべき期限

年 月 日

5 講じた措置の報告

(留意事項)

措置を講ずべき期限までに必要な措置を講じない場合、法第 35 条第 1 項の規定により、遊休農地の所有権の移転等に関する協議を行う旨の通知を行うことがあることを申し添えます。

(記載要領)

- 1 記の 5 の「講じた措置の報告」は、講じた措置について報告を求めると認めるときに記載する。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

(別記様式7)

所有権の移転等の協議を行う者を指定する旨の通知書

平成 年 月 日

主たる事務所の所在地

名称及び代表者氏名 殿

農業委員会会長 印

下記遊休農地について所有権の移転等の協議を行う者として、農地法第35条第1項の規定に基づき指定したことを通知します。

記

1 遊休農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	所有者等の住所・氏名

2 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 記の2の「その他参考となるべき事項」には、勧告書の内容、土地の状況を記載する（必要に応じて図面、写真等を添付）。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

(別記様式 8)

所有権の移転等の協議を行う旨の通知書

平成 年 月 日

住所

氏名 殿

農業委員会会長 印

下記遊休農地について、この通知があった日から6週間を経過する日までの間、(農地保有合理化法人等の名称を記載)が農地法第35条第2項の規定に基づく所有権の移転等の協議を行うことを、同条第1項の規定に基づき通知します。

記

1 遊休農地の所在等

所在・地番	地目	面積(m ²)	所有者等の住所・氏名

2 協議の相手方(連絡先)

(農地保有合理化法人等の名称、代表者の氏名及び連絡先を記載)

(留意事項)

この所有権の移転等の協議については、法第35条第2項の規定により、疾病又は負傷による療養や災害等協議に応じることのできないやむを得ない事情がなければ拒んではならないこととされています。

ただし、この協議が調わなかった場合又は協議を行うことができなかった場合に、(農地保有合理化法人等の名称を記載)は、法第36条第1項の規定に基づき都道府県知事に対し、この協議に係る所有権の移転等について調停の申請をすることができます。

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

別添 1

(利用上の注意)

本契約書例は、基本的な内容を参考として示したものであり、活用する際は農地利用集積円滑化団体に委任する内容に応じて加筆又は修正して差し支えありません。

利用権設定等委任契約書例

委任者及び受任者は、この契約書の定めるところにより、利用権設定等委任契約（以下「本契約」という。）を締結する。

この契約書は、2通作成して委任者及び受任者がそれぞれ1通を所持する。

平成 年 月 日

委任者（以下「甲」という。）

氏 名 印
住 所

受任者（以下「乙」という。）

農地利用集積円滑化団体名
代表者名 印
住 所

第1条（契約の趣旨）

甲は、乙に対し、甲が所有する土地について、利用権（農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ。）の設定若しくは移転、所有権の移転（以下「利用権の設定等」という。）又は農作業の委託に関する事務を委任し、乙はこれを受任する。

第2条（利用権の設定等の事務を委任する土地）

甲は、乙に対し、本契約により次の土地（以下「委任土地」という。）について、利用権の設定等又は農作業の委託に関する事務を委任するものとする。

所 在	地 番	地 目	面積 (㎡)	委任する事務の種類	備 考

注1： 「委任する事務の種類」は、「賃借権の設定又は移転の委任」、「使用貸借による権利の設定又は移転の委任」、「農業経営の委託の委任」、「所有権の移転の委任」及び「農作業の委託の委任」のうちから選択して記入する。

注2： 備考欄には、現に権原に基づき使用及び収益する者並びに農作業の委託を受けている者がある場合は、その旨を記入する。

第3条（委任事務の範囲）

乙は、次に掲げる事務（以下「本件委任事務」という。）について、甲を代理するものとする。

- 一 利用権の設定等又は農作業の委託の相手方として適当と認められる者（以下「適格者」という。）の選定に関すること。
 - 二 適格者との利用権の設定等又は農作業の委託を行う場合の条件等の協議及び調整に関すること。
 - 三 委任土地に係る利用権の設定等に関する契約の締結、変更、更新及び解除、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の許可の申請並びに農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の農用地利用集積計画への同意に関すること。
 - 四 委任土地に係る農作業の委託に関する契約の締結、変更、更新及び解除に関すること。
- 2 委任土地について、農用地利用集積計画によって賃借権又は使用貸借による権利の設定若しくは移転を行う場合の条件その他法律関係に関する事項については、別紙1のとおりとする。
- 3 委任土地について、農用地利用集積計画によって所有権の移転を行う場合の条件その他法律関係に関する事項については、別紙2のとおりとする。
- 4 委任土地について、農用地利用集積計画によって農業経営の委託を行う場合の条件その他法律関係に関する事項については、別紙3のとおりとする。

第4条（賃借権の設定等又は農作業の委託を行う場合の条件等）

乙は、委任土地について利用権の設定等又は農作業の委託を行う場合は、次に掲げる事項について、あらかじめ甲が申し出た内容を基に適格者と協議するものとする。

なお、乙と適格者との協議の結果、甲が申し出た内容と異なる場合は、乙は甲の同意を得て決定するものとする。

- 一 賃借権の設定又は移転を行う場合は、賃借権の設定時期、賃借権の存続期間、借賃及び借賃の支払方法
- 二 使用貸借による権利の設定又は移転を行う場合は、賃借権の設定時期及び賃借権の存続期間
- 三 所有権の移転を行う場合は、所有権移転の時期、対価、対価の支払方法、対価の支払期限及び引渡しの時期
- 四 農業経営の委託を行う場合は、農業経営の委託により設定される権利の設定時期、農業経営の委託により設定される権利の存続期間及び損益の決済方法
- 五 農作業の委託を行う場合は、契約期間、作業の内容及び委託料金

第5条（再委任の禁止）

乙は、本件委任事務の一部又は全部を再委任しないものとする。

第6条（専属専任）

甲は、委任土地について、本件委任事務を乙以外の者に対し、重ねて委任することはできないものとする。

また、甲は、本契約に係る土地について、自ら利用権の設定等又は農作業の委託を行うことはできないものとする。

第7条（相手方等の指定の禁止）

甲は、本契約の締結に当たり、委任土地について利用権の設定等又は農作業の委託の相手方を指定することはできないものとする。

第8条（契約の期間）

本契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

なお、この期間は、甲及び乙の合意に基づき更新することができるものとする。

第9条（契約の承継）

相続等により甲の有する所有権を承継した者（以下「一般承継人」という。）は、本契約に基づく委任者の地位を承継するものとし、当該地位を承継した者（以下「地位承継者」という。）は、速やかにその旨を乙に対し届け出なければならないものとする。

なお、一般承継人が複数であるときは、その中から代表者1名を地位継承者として選任し、その旨を乙に対し通知させるものとする。

第10条（契約の解除）

甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には本契約を解除することができる。

- 一 本契約に違反する行為があった場合で、相当の期間を設けて本契約上の履行を催告してもなお、義務の履行がない場合
 - 二 自然災害等による委任土地の滅失、汚染等によって農業上の利用が困難になったと認められる場合
- 2 前項の規定にかかわらず、乙が農地利用集積円滑化団体でなくなったときは、本契約は当然解除されたものとする。

第11条（契約の解約）

本契約の有効期間中において、本契約を解約する場合は、双方の合意により解約するものとする。

第12条（賃借権の設定等をすることができない場合の農地情報の提供）

乙は、適格者に対して利用権の設定等又は農作業の委託をすることができないと認め

たときは、遅滞なく、甲に対しその旨を通知するとともに、次に掲げる委任土地に関する情報を農用地のあっせん又は新規就農者等への農地情報の提供を行う機関及び団体へ提供できるものとする。

- 一 土地の所在
- 二 地番
- 三 面積
- 四 地目
- 五 作付状況
- 六 基盤整備状況
- 七 借賃、賃借期間、売買単価（10a当たり）及び権利移転の時期

第13条（資料等の提供）

甲は、乙から本件委任事務の処理に必要な資料等の提供を要請された場合には、無償で応ずるものとする。

第14条（秘密保持）

乙は、第12条により農地情報を提供する場合を除き、甲から提供を受けた情報を全て秘密として取り扱い、その管理に必要な措置を講ずるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- 一 提供を受けたときに既に保有していた情報
- 二 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- 三 提供を受けた情報に関係なく、独自に開発した情報
- 四 本契約に違反することなく公知となった情報
- 五 甲が、文書をもって開示に同意した情報

第15条（報告）

- 一 乙は、毎年、本件委任事務の処理状況を記載した報告書を作成し、甲に送付するものとする。
- 二 甲は、必要と認めるときは、前号にかかわらず本件委任事務の処理状況につき乙に報告を求めることができるものとする。

第16条（本契約に定めのない事項の取扱い）

その他本契約に定めのない事項が生じたときは、甲及び乙が協議して定める。

別紙1

(1) 借賃の支払猶予

賃借権を設定する者（利用権の設定等が行われる土地の所有者。以下「丙」という。）は、賃借権の設定を受ける者（以下「丁」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 解約に当たっての相手方の同意

丙及び丁は、賃借権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(3) 転貸又は譲渡

丁は、あらかじめ市町村に協議した上、丙の承諾を得なければ当該土地を転貸し、又は賃借権を譲渡してはならない。

(4) 修繕及び改良

ア 丙は、丁の責めに帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他丙において修繕することができない場合で丙の同意があったときは、丁が修繕することができる。この場合において丁が修繕の費用を支出したときは、丙に対してその償還を請求することができる。

イ 丁は、丙の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には丙の同意を要しない。

(5) 租税公課の負担

ア 丙は、当該土地に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 丁は、当該土地に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金については、丙及び丁が別途協議するところにより負担する。

(6) 当該土地の返還

ア 賃借権の存続期間が満了したときは、丁は、その満了の日から〇〇日以内に、丙に対して当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丁は、原状回復の義務を負わない。

イ 丁は、当該土地の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、丙の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において丙及び丁の間で有益費の額について協議が整わないときは、丙及び丁双方の申出に基づき市町村が認定した額を、

その費やした金額又は増価額とする。

エ 丁は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(7) 賃借権に関する事項の変更の禁止

丙及び丁は、農用地利用集積計画に定めるところにより設定される賃借権に関する事項は変更しないものとする。ただし、丙、丁及び市町村が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(8) その他

農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、丙、丁及び市町村が協議して定める。

農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する者に対する賃借権又は使用貸借による権利の設定を行う場合は、以下の項目を追加する。

(9) 契約の解除

丙は、丁が当該土地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約を解除するものとする。

(10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、丁は、その終了の日から〇〇日以内に、丙に対して当該土地を原状に復して返還する。丁が現状に復することができないときは、丙が現状に回復するために要する費用を丁が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

(11) 違約金の支払い

丙の責めに帰さない事由により貸借を終了させることとなった場合には、丁は、丙に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。

別紙2

(1) 所有権の移転

所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払を了したときは、その所有権の移転時期に当該土地の所有権は移転する。

(2) 農用地利用集積計画に定められた法律関係の失効

農用地利用集積計画に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払がなされなかったときは、当該土地の所有権に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効する。

(3) 所有権以外の権利の消滅

所有権を移転する土地に第三者のための担保物権等が設定されているときは、所有権を移転する者（以下「丙」という。）は担保物権等を消滅させるとともに、当該権利が登記されているときは、所有権の移転時期までにその登記を抹消しなければならない。

(4) 租税公課の負担

所有権を移転する土地に係る固定資産税、土地改良賦課金等は、その所有権の移転時期の属する年度については、丙が負担する。

(5) 所有権の移転の登記(市町村が嘱託により登記することができることとなったとき)

農用地利用集積計画による所有権の移転の登記は、所有権の移転を受ける者（以下「丁」という。）の請求により、市町村の嘱託により行うものとし、丙はこれに協力しなければならない。

(6) 経費の負担

所有権の移転の登記に要する経費は、丁が負担する。その他の経費については、丙及び丁が協議して決める。

(7) 法律関係の解除

丙又は丁は、相手方が農用地利用集積計画に基づく義務を履行しないときは、農用地利用集積計画によって成立した法律関係を解除することができる。

(8) その他

農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、丙、丁及び市町村が協議して定める。

別紙3

(1) 善管注意義務

経営の委託を受けた者（以下「丁」という。）は、委託を受けて行う農業の経営（以下「受託農業経営」という。）を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って当該経営の委託をした者（以下「丙」という。）の利益の最も適合するように配慮しなければならない。

(2) 主宰権

受託農業経営の運営に関する事項は、農用地利用集積計画に定めるもののほか、丁が決定する。

(3) 収穫物の所有権

受託農業経営の事業により生ずる収穫物の所有権は、丁に帰するものとする。

(4) 受託農業経営に係る損益の帰属

受託農業経営に係る損益は、丙に帰属するものとする。

(5) 受託農業経営に係る損益の計算方法

① 受託農業経営に係る損益は、次に掲げる算式により計算するものとする。

$$\frac{\text{受託農業経営に係る販売金額} - \text{受託農業経営に係る受託経費}}{\text{(共済金を含む。)} \quad \text{(受託報酬を含む。)}}$$

なお、丙又は丁に交付された補助金の額の取扱いについては、別途丙及び丁の協議の上定めるものとする。

② 丁は、受託農業経営に係る受託経費（受託報酬を含む。）の内訳を整理しておくものとする。

(6) 租税公課の負担

丙は、当該土地に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(7) 改良

① 丁は、丙の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には、丙の同意を要しない。

② 丁の負担した当該土地の改良経費は、丙が負担するものとする。ただし、丙及び丁が協議の上、これと異なる定めをした場合にはその定めによる。

(8) 損害の賠償

丁は、異常気象、水害その他の災害による受託農業経営の収量の減少、当該土地の損壊、滅失等丁の故意又は過失によらない損害についての責めを負わないものとする。

(9) 解約に当たっての相手方の同意

丙及び丁は、利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(10) 再委託の禁止

丁は、受託農業経営の再委託をしてはならない。

(11) 当該土地の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、丁は、その満了した日から〇〇日以内に、丙に対して当該土地を原状に回復して返還する。ただし、天災地変等その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丁は、原状回復の義務を負わない。

イ 丁は、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(12) 経営受委託に関する事項の変更の禁止

丙及び丁は、農用地利用集積計画に定める経営受委託に関する事項は変更しないものとする。ただし、丙、丁及び市町村が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(13) その他

ア 受託者が農業協同組合又は農事組合法人である場合には、このほか当該農業協同組合又は農事組合法人が定めている農業経営受託規程によるものとする。

イ 農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、丙、丁及び市町村が協議して定める。

(別添2)

あ っ せ ん 申 出 書

下記農用地等につき（売買、貸借、交換）のあっせんを申し出ます。

なお、事前に実質的に契約を締結したり、不動産業者が介入している等農地移動適化あっせん事業によるあっせんの対象とすることが不適正な事実がないことを確約致します。

記

所 在	地 目	面 積

平成 年 月 日

〇〇農業委員長 殿

申出者 住所
氏名

印

- (注) 1 要領9のイのあっせんの申出の場合には、所在等の記載は要しない。
2 ()内のなお書きは、農用地等の所有者からのあっせんの申出の場合に限ること。それ以外の場合は削除しておくこと。

(別添3)

農地情報提供システム 農地情報登録票

※ 項目名が灰色の箇所は、必ずご記入ください。

※ 全国農業会議所に、FAX(03-3261-5131)を送付下さい。情報内容を農業委員会に確認のうえ、農地情報提供システムに掲載いたします。

■農地を所有されている方のご氏名・ご連絡先 <公開しません>

フリガナ ご氏名	様	ご年齢・性別	歳 男・女
ご住所	〒		
電話番号		携帯電話番号	
FAX 番号		メールアドレス	

■貸したい・売りたい農地の状況

所在地	(地番までご記入ください。公開するのは大字までです。)		
交通	最寄り駅またはIC: ()	距離:()km 車での所要時間:()分	
登記簿地目・面積(※)	田・畑・その他		m ²
農業振興地域の指定(※)	あり (農用地区域内・農用地区域外) ・ なし		
過去の作付作物			
地域の主要作物			
現況(※)	復元作業は不要・復元作業が必要		
隣接道路(※)	あり・なし・不明	(ありの場合)車両通行: 可・不可	
基盤整備(※)	実施済・未実施・不明	(実施済の場合)賦課金:()円/年	
水利費(※)	あり・なし・不明	(ありの場合)金額:()円/年	
隣地との境界(※)	確定・不明箇所あり	(ありの場合) 東・西・南・北	
農地とともに提供できるもの(※)	居住用家屋・山林・農業用施設・農業用機械		
その他・備考			

※印の項目は、当てはまるものに○をつけてください。

■希望する契約条件

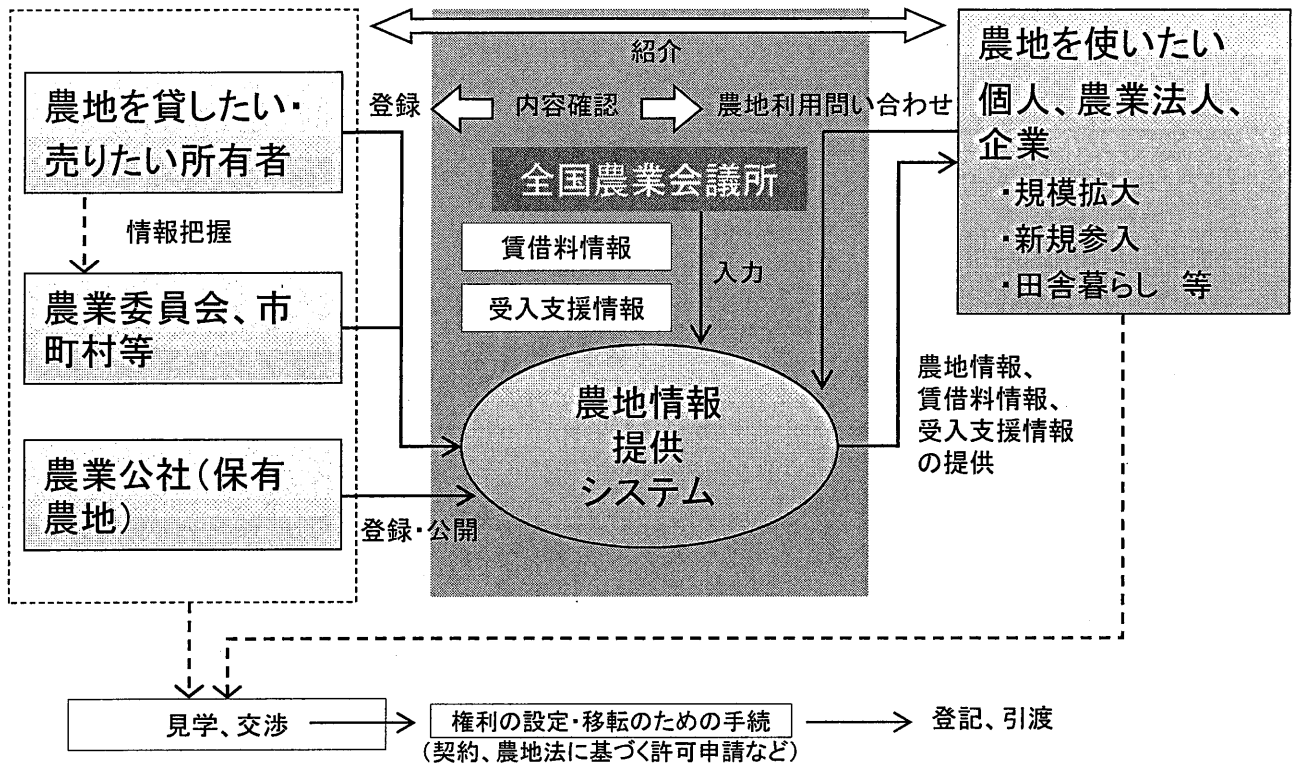
契約形態(※)	貸したい・売りたい・いずれでもよい		
契約時期(※)	いつでも・時期指定	(時期指定)	年 月～
希望売買価格(※)			
希望賃借料・期間(※)	年額 ()円で()年間	・ 応相談	

※印の項目は、当てはまるものに○をつけてください。

(別添4)

農地情報提供システム <http://agri.nca.or.jp/>

貸したい・売りたい農地の情報を広く収集・提供し、農地の有効利用を図ります。



システムには次のような情報を掲載します。
インターネットで情報を登録、閲覧できます。

【農地情報の登録等について】

- ・貸したい・売りたい農地の情報をインターネットで登録できます。
- ・農地の登記簿上の所有者、所在地等を確認の上、システムに掲載します。
- ・所有者氏名・連絡先、農地の字・地番は、個人情報保護の観点から掲載しません。
- ・掲載している農地に利用問い合わせがあったら紹介します。
- ・貸借・売買に必要な法律知識・手続などについてアドバイスするほか、現地見学への立会なども行います。
- ・最終的な交渉、契約は当事者間で行うこととなりますが、契約等がスムーズに行われるよう支援します。

貸出・売却 農地情報

- ・所在地(大字まで)
- ・地目、面積
- ・現況
- ・隣接道路
- ・契約条件(価格、賃借料、貸借期間等) 等

賃借料情報

市町村ごとの地目別・利用状況別の平均賃借料

その他

- ・新規就農者受入支援情報
- ・農地の売買・貸借に関するQ&A 等

貸したい・売りたい農地の情報をご登録ください！

お問い合わせ

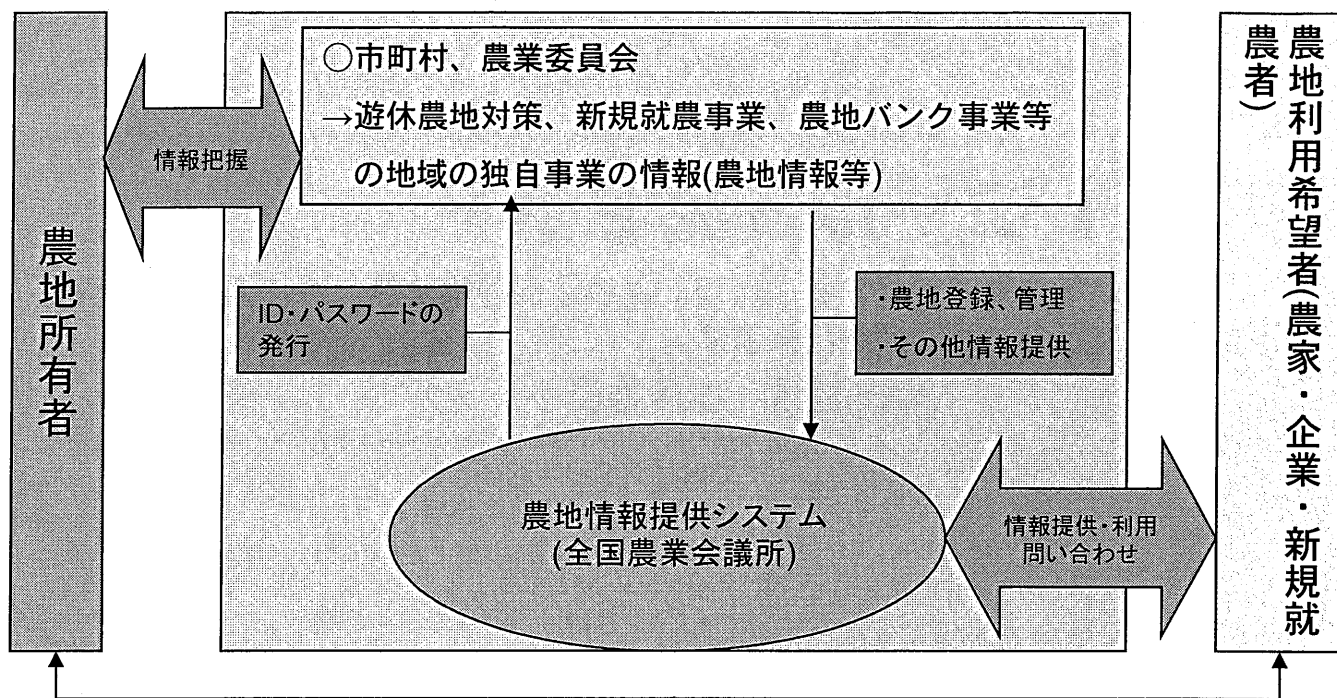
全国農業会議所

Tel 03-6910-1123

Fax 03-3261-5131

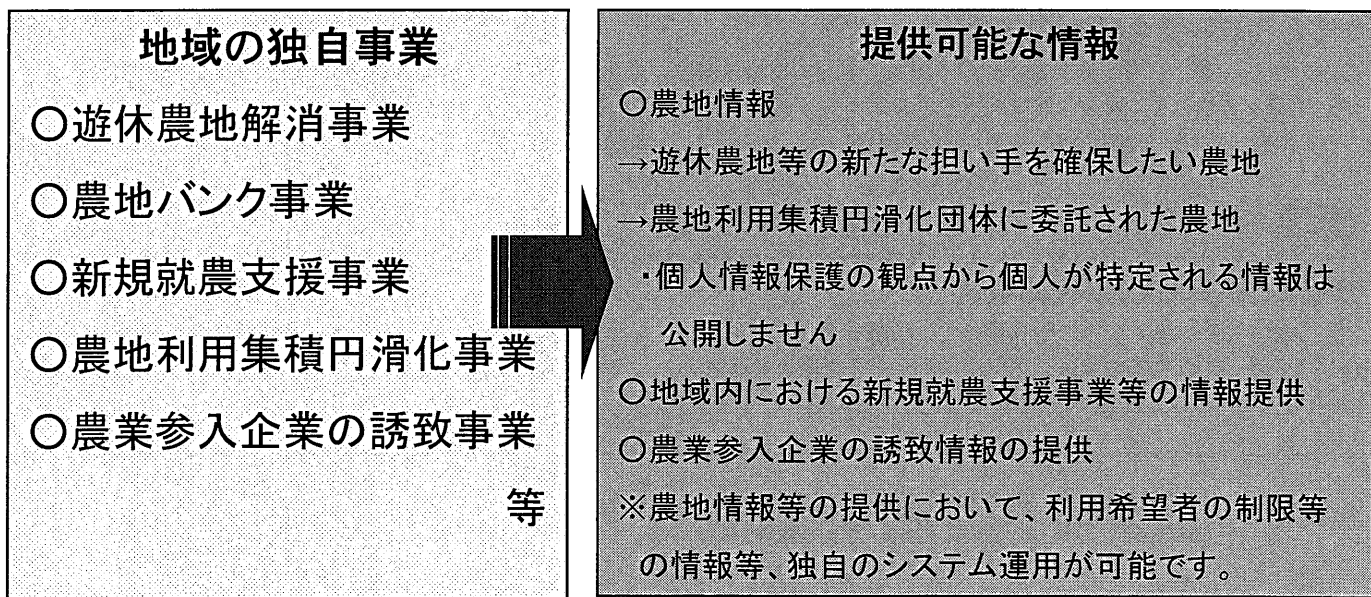
農地情報提供システム <http://agri.nca.or.jp/>

貸したい・売りたい農地の情報を収集・提供し、地域の農地の有効利用を目指します



農地情報の提供・交渉

地域の独自政策において、農地情報提供システムの活用が可能です。



○独自運用事例:K県H市
 →市で運用する空き農地情報提供事業において、農地情報提供システムを活用し、web上における物件の詳細情報の公開を行っています。
 →市のHPより、登録物件(当該物件の農地情報提供システムHP)に対するリンクを設定し公開

お問い合わせ

全国農業会議所 Tel 03-6910-1123 Fax 03-3261-5131

農地パトロール（利用状況調査）を 目に見える活動にしましょう

農地パトロール3点セット

キャップ、腕章を全員で着用することで、より注目が集まり、遊休農地解消や無断転用防止などの注意喚起が出来ます。



農業委員キャップ

夏場のパトロール向けの
メッシュタイプもご用意

農地パトロール、日常業務で着用する帽子。農業委員章の「ロゴマーク」と「農業委員会」の文字が刻まれています。生地は布地タイプと夏向けのメッシュタイプの2種類で、フリーサイズです。

- 布地タイプ 写真左
コード番号：17-NC / 定価：1,200円(税込) / 送料実費
- メッシュタイプ 写真右
コード番号：16-102 / 定価：1,000円(税込) / 送料実費

農業委員会腕章(布製)

マジックテープ・安全ピンで固定

農地パトロール、日常業務で身につける腕章。グリーンの腕章に「農地を守り活かす 農業委員会」という文字を白で印刷。マジックテープ・安全ピンで固定できます。

コード番号：16-101 / 定価：800円(税込) / 送料実費

農地パトロール・マグネット板(自動車用)

サイズ：天地15cm×幅54cm

自動車のドアに左右セットで貼り付けて、活動をより目に見えるようにします。パトロールを行う全車に貼り、日頃から活用すると、不法投棄や無断転用防止の抑止効果が高まります。

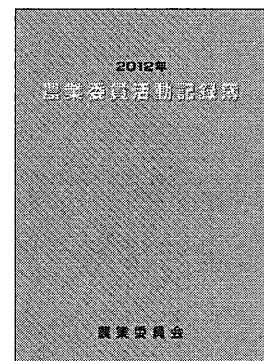
コード番号：16-100 / 定価：1枚1,800円(税込) / 送料実費

2012年 農業委員活動記録セット

農地パトロールをはじめ、農家相談などの日常活動を簡単に記録できます。

実績をとりまとめられる記録簿と相談カードのセット。歴年版としても年度版としても利用できます。紙カバーのファイルに収納されており、ほかのリーフレットもはさみ込めます。

コード番号：23-30 / A4判 / 記録簿64頁・相談カード30枚 / 定価：500円(税込) / 送料実費



発行 全国農業会議所 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル内 ●TEL03(6910)1131

申し込みは都道府県農業会議まで

